

平成30年第6回
南砺市議会12月定例会
議案 参考資料

【条例・規約 新旧対照表】

平成30年12月定例会提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第 97号	南砺市公告式条例の一部改正について……………	3
議案第 98号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	5
議案第 99号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	15
議案第100号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部改正について……………	17
議案第101号	南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について……………	22

その他

議案第102号	砺波広域圏事務組合規約の変更について……………	23
---------	-------------------------	----

南砺市公告式条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(規則に関する準用) <u>第3条 前条の規定は、規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表) <u>第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表)</p> <p><u>第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。)</u>に準用する。この場合において、<u>同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前条の規定は、<u>市の機関の定める規程</u>で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則によることとされるものを除く。)に準用する。この場</p>	<p>(市長の定める規則の公布及び規程の公表) <u>第3条 市長の定める規則を公布しようとするとき、又は市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して、市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規則又は規程に準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表)</p> <p><u>第4条</u></p> <p>前条の規定は、<u>市の機関(市長及び教育委員会を除く。)</u>の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」</p>	<p>規則の条例準用規定の削除</p> <p>規則公布の記名押印方式への変更に伴う改正</p> <p>他の規則の条例準用規定の削除</p> <p>上記に伴う規定整備</p>

<p>合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(告示及び公告に関する準用)</p> <p><u>第7条</u> <u>第4条</u>の規定は、市長の発する告示及び公告に、<u>第5条第2項</u>の規定は、市の機関の発する告示及び公告に準用する。</p>	<p>とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行期日の特例)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(告示及び公告に関する準用)</p> <p><u>第6条</u> <u>第3条</u>の規定は、市長の発する告示及び公告に、<u>第4条</u>の規定は、市の機関の発する告示及び公告に準用する。</p>	<p>条の繰上げ</p> <p>同上及び条項ずれの改正</p>
--	---	---------------------------------

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、<u>月額308,300円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては30,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては9,000円)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、<u>月額308,600円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては30,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては9,000円)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>人事院規則の改正に伴う上限額の改正</p> <p>人事院勧告に基づく上限額の改正</p>

<p>る。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5(特定幹部職員にあっては、100分の52.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <p>(略)</p>	<p>る。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5(特定幹部職員にあっては、100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <p>(略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正及び規定の整備</p> <p>同上</p> <p>人事院勧告に基づく給料表の改正</p>
--	---	--

別表第2(第3条関係) 医療職給料表 (略)	別表第2(第3条関係) 医療職給料表 (略)	人事院勧告に基 づく給料表の改 正
------------------------------	------------------------------	-------------------------

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の55」と、</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条及び附則第15項において「特定幹部職員」という。))にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、<u>同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。</u></p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正及び規定の整備</p> <p>同上</p>

とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5(特定幹部職員にあっては、100分の52.5)、12月に

4～6 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

人事院勧告に基づく支給率の改正及び規定の整備

同上

支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

3～5 (略)

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)			人事院規則の改正に伴う手当の額の改正
特殊勤務手当の種類		手当の額	特殊勤務手当の種類		手当の額	
(略)		(略)	(略)		(略)	
夜間看護等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	夜間看護業務	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1回につき <u>6,800円</u>	夜間看護業務	夜間看護業務	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1回につき <u>7,300円</u>	
		深夜における勤務時間が4時間以上である場合 1回につき <u>3,300円</u>			深夜における勤務時間が4時間以上である場合 1回につき <u>3,550円</u>	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 1回につき <u>2,900円</u>			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 1回につき <u>3,100円</u>	
		深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1回につき <u>2,000円</u>			深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1回につき <u>2,150円</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
夜間介護業務	勤務時間が深夜を含む勤務である場合 1回につき <u>3,300円</u>	夜間介護業務	勤務時間が深夜を含む勤務である場合 1回につき <u>3,550円</u>			

(略)

(略)

(略)

(略)

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>南砺市地方活力向上地域における固定資産税の <u>不均一課税</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)において適用する本市の固定資産税の<u>不均一課税</u>(以下「<u>不均一課税</u>」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>不均一課税の適用範囲</u>)</p> <p>第2条 この条例による<u>不均一課税</u>は、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備事業</u>に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「<u>地域再生計画の公示の日</u>」という。)から平成32年3月31日までの</p>	<p>南砺市地方活力向上地域における固定資産税の <u>課税免除又は不均一課税</u>に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)において適用する本市の固定資産税の<u>課税免除又は不均一課税</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>課税免除又は不均一課税の適用範囲</u>)</p> <p>第2条 <u>地方活力向上地域</u>において、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備事業</u>に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「<u>地域再生計画の公示の日</u>」という。)から平成32年3月31日までの</p>	<p>課税免除を追加することに伴う題名の改正</p> <p>引用元の改正</p> <p>同上</p> <p>課税免除の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>同上</p>

間に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設(法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。)の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)に対して課する固定資産税について適用する。

間に、法第17条の2第3項の規定による同条第1項の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設(法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。)の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(地域再生計画の公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「適用資産」という。)に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあっては、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度は課税免除とし、同項第2号に掲げる事業にあっては、南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初

対象者の条件の改正

対象資産の条件の改正並びに課税免除及び税率規定の追加

2 前項に規定する減価償却資産は、取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者に該当する個人、同法第42条の4第8項第6号の中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号の中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)とする。

3 第1項の規定により適用することとなる固定資産税は、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(地域再生計画の公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して、地方税法第342条の規定により市が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度間において課するものとする。

(適用税率)

に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率を適用する。

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

2 前項に規定する減価償却資産は、取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者に該当する個人、同法第42条の4第8項第6号の中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号の中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のものとする。

略称規定の削除
第1項への統合
に伴う項の削除

第3条 前条の規定により適用することとなる固定資産税の税率は、南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率

年度の区分	税率
初年度	100 分の 0.14
第2年度	100 分の 0.35
第3年度	100 分の 0.7

(2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率

年度の区分	税率
初年度	100 分の 0.14
第2年度	100 分の 0.467
第3年度	100 分の 0.933

(申請)

第4条 不均一課税の適用を受けようとする者は、別に定める申請書に不均一課税の適用があるべきことを証するに足る書類を添付し、初年度の初日の属する年の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定)

第2条への統合に伴う条の削除

(申請)

第3条 課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、別に定める申請書に課税免除又は不均一課税の適用があるべきことを証するに足る書類を添付し、初年度の初日の属する年の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定)

課税免除の追加及び条の繰上げ

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が不均一課税を適用すべきものと認めるときは、速やかに不均一課税の決定をするものとする。

(取消し)

第6条 市長は、不均一課税の適用を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不均一課税の適用を取り消すものとする。

- (1) 特別償却設備の全部又は一部が消滅したとき。
- (2)・(3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不均一課税を適用することが適当でないと認めるとき。

(委任)

第7条 (略)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が課税免除又は不均一課税を適用すべきものと認めるときは、速やかに課税免除又は不均一課税の決定をするものとする。

(取消し)

第5条 市長は、課税免除又は不均一課税の適用を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該課税免除又は不均一課税の適用を取り消すものとする。

- (1) 適用資産の全部又は一部が消滅したとき。
- (2)・(3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、課税免除又は不均一課税を適用することが適当でないと認めるとき。

(委任)

第6条 (略)

課税免除の追加及び条の繰上げ

同上

字句の改正

課税免除の追加

条の繰上げ

南砺市病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案				備考
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)				死亡時画像診断料(CT撮影)の追加
区分		単位	基本料金	区分		単位	基本料金	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
面談手数料	(略)	(略)	(略)	面談手数料	(略)	(略)	(略)	
	医師所見料(他の病院又は診療所における診断又は治療方針についての医師の所見)	1回	10,800円		医師所見料(他の病院又は診療所における診断又は治療方針についての医師の所見)	1回	10,800円	
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診察料等		点数表等による基準等を考慮して市長が別に定める額		死亡時画像診断料(CT撮影)		1回	15,660円	
備考 (略)				以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診察料等		点数表等による基準等を考慮して市長が別に定める額		
備考 (略)				備考 (略)				

砺波広域圏事務組合同規約新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(共同処理事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>わらび学園の設置、管理及び運営に関する事務</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(共同処理事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>わらび学園の 削除 号の繰上げ (以下同じ。)</p>